

屋外広告物 Q&A 集

都市計画推進部

都市計画課

景観形成係

令和5年3月1日 策定

令和6年8月1日 改訂

官公庁、公共団体が実施するネーミングライツ事業に係る屋外広告物の取り扱いについて	No. 12
ネーミングライツ事業により設置されるサインは、豊中市屋外広告物条例第 10 条第 1 項第 3 号により、「道先案内図その他公共上やむを得ないもので、公共団体又は公益法人その他これに類する団体が表示し、又は設置するもの」として、許可及び禁止規定の適用が除外されるものとして取り扱います。下記に、公共上やむを得ないものと取り扱うことができるものを示します。 ・施設名称については、公共上やむを得ないものと取り扱います。よって、ネーミングライツ事業で決定した施設の愛称名は公共上やむを得ないものとし、適用除外とします。 ※ただし、<u>愛称名を決めるにあたり、営業内容・商品名・キャッチフレーズなどを愛称名に含めることは避け、基本は会社名のみとします。</u> （具体例）○：トヨナカバーガー公民館、豊中工業公民館 など ×：<u>ハンバーガー 280 円</u>公民館、<u>はばたけ</u>豊中工業公民館 など →下線部分は公共上やむを得ないものと認められない箇所 ・ロゴ・キャラクターについては、施設名称と一体的に見える表示内容であれば、公共上やむを得ないものとし、適用除外とします。 ※ただし、ロゴ・キャラクターについては、①～③のすべての条件を満たすものとします。 ①商標登録をされているもの。 ②ロゴにキャッチフレーズなどを含め表示している場合は、キャッチフレーズを削除します。（ロゴに表示できる文字は、愛称名に含まれる会社名のみ） ③ロゴ単独での表示は不可とし、ロゴ等は愛称名と連続して表示します。 <u>（愛称の間にロゴを挟まない）</u> 例）ロゴ＋愛称名、キャラクター＋愛称名、ロゴ・キャラクター＋愛称名	
備 考	